津田塾大学＜津田スピリット＞奨学金
（給付・予約型）規程

（名称）

第１条 この奨学金は、津田塾大学＜津田スピリット＞奨学金（以下「本奨学金」という。）と称する。

（目的）

第２条　　本奨学金は地方からの進学の経済的負担が大きいことに鑑み、学業成績が優秀であるにもかかわらず経済的な理由で津田塾大学に進学できない、地方出身学生の本学への修学を奨励することを目的とする。

（申請資格）

第３条 申請には次の各号すべてを満たす必要がある。

(1) 一般入試（A 方式、B 方式、C 方式）を受験する者。

(2)　　１都３県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外に設置された通信制を除く国内高等学校もしくは中等教育学校の出身者。（通信制高等学校出身者および高卒認定の場合、１都３県以外居住者）

① 上記の学校を応募する年の3月卒業見込みの者または応募する前年3月以降に卒業した者（高卒認定者はこれらと同学年の者）

(3)　　「前年度所得証明書（応募する前々年分の収入・所得がわかるもの）」に記載の収入・所得を父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）合算した金額が、以下の者

(1) 給与所得の場合：所得証明書等における収入金額（控除前）：841万円未満

(2) 給与所得以外の場合：所得証明書等における所得金額： 355万円未満

1.　ただし、上記1,2双方の収入・所得がある場合は、合算して総合的に判断する。

(4) 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子

（給付額および給付人数）

第４条 本奨学金の給付額、使途、支給期間および採用候補者数は、次の各号の通りとする。

(1) 奨学金額：年額 50 万円（給付）

(2) 使途：授業料

(3) 支給期間：最長４年間

(4) 採用候補者数：30 名

（申請）

第５条 本奨学金の採用および継続を希望する者は、所定の出願書類等を定められた期日までに、指定の宛先に提出するものとする。

（採用候補者の審査、決定）

第６条 採用候補者の審査は、前条で提出された出願書類等により、学長室及び経営企画課長が行う。

2 候補者は学長室及び経営企画課長からの提案を基に学長が決定する。

3 前項で決定した採用候補者は出願期間より前に本人に通知する。

（受給者の決定）

第７条 本奨学金の採用候補者が一般入試を出願・受験し、合格・入学すると本奨学金の受給者となることが決定する。

2 前項で決定した本奨学金の受給者は、奨学金振込口座届を所定の期日までに指定された宛先に提出しなければならない。

（他の奨学基金等との併用）

第８条 本奨学金と他の奨学基金等との併用に関しては、それぞれの奨学基金等が定めるところによるものとする。

（資格の喪失）

第９条 次のいずれかの号に該当する場合には受給資格を失う。

(1) 支給初年度前期より休学となった場合

(2) 退学、除籍、留年となった場合

(3) 虚偽の申請を行った場合

(4) 学生としてふさわしくない重大な非行があった場合

(5) 第 12 条の継続審査で継続が認められなかった場合

（奨学金の返還）

第 10 条 前条１項(1)から(4)の事由により受給資格を喪失した場合、本奨学金の返還を求めることがある。返還の有無および額については、全学学生委員会にて審議する。

（留学、休学の取り扱い）

第 11 条 留学、休学の際の取り扱いは以下のとおりとする。

(1)留学、休学：該当する年度の支給を停止

(2)半期の留学、半期の休学：当該年度支給額の半額を支給

2 前項による支給停止を解除するには、学生が教務課にて留学、休学の終了に関する手続きを行わなければならない。

（継続審査）

第 12 条 支給者に対し、2年目以降は年度の初めに申請書の記載内容、家計状況および学業成績による継続審査を行い、以下の条件を満たす場合に継続支給を認める。

(1) 前年度の家計状況が第 3 条1 項(3)を満たすこと

(2) 前年度までの総合 GPA が 3.0 以上であること。ただし、当該学生と同じ学科・同じ学年に所属する学生の総合 GPA 平均値が 2.7 以下の場合は、平均値＋0.2 以上であること

2　前項の条件を満たさない場合でも、特別な事情がある場合は、継続支給を認めることがある。

3　継続支給に関する審査は全学学生委員会が行う。

4　継続支給者は全学学生委員会からの提案を基に学長が決定する。

（規程の改廃）

第 13 条 本規程の改廃は、全学学生委員会および財務・事業計画会議の議を経て学長が行う。

（事務）

第 14 条 本奨学金の事務は、候補者および初回の支給手続きについては経営企画課が、2年目以後の継続審査、支給手続きについては学生生活課が担当する。

附 則

1　この規程は 2018 年（平成 30 年）4月１日より施行する。

2　この規程は2022年（令和4年）10月1日より改正、施行する。

3　 この規程は2023年（令和5年）4月1日より改正、施行する。

4　この規程は2026年（令和8年）10月1日より改正、施行する。